

協議事項	資料・項目	評価委員からの質問	回答
<p>1 令和元年度業務実績評価（案）に係る意見聴取について</p>	<p>【資料 3 小項目評価 P. 37～38】 収益の確保</p>	<p>P 3 8 の未収金対策についてお尋ねいたします。法人として、どのような状態になった未収金（例えば、発生後 3 カ月以上経過など）を対策が必要な債権として考えているのか。また、未収金対策が必要となった債権の残高推移を教えてください。</p>	<p>【西部医療機構】</p> <p>当院の患者未収金は、発生後約 2 か月経過した債権を対策が必要な債権と考えており、患者未収金の対応としては、初期段階では、電話及びハガキによる督促を実施し、このことを複数回実施しても納入しない事例を弁護士事務所に依頼し、不能欠損防止に努めるべきと考えているところです。</p> <p>しかしながら、開院後、患者未収金の債権整理業務が滞り、昨年 1 1 月に開院後 1 年間分の督促業務（納入通知書と督促状の発行）を初めて実施しました。その後、今年 2 月には 2 回目の督促業務を実施し、当初、入院・外来合わせて約 4 6 0 万あった患者未収金は 3 月末に約 1 5 0 万円まで少なくなったところです。</p> <p>ただし、昨年 1 0 月診療分からの患者未収金業務はまだ滞っており、特に、コロナ対応として電話再診により会計が後日となった患者さんとの区分けなど、まずは患者未収金の正確な金額の精査をしたうえで、8 月中の督促を実施する予定です。</p> <p>なお、通常の業務において未収金の発生防止策として、入院時の保証金制度（5 万円）の活用や救急外来における預かり金の増（5 千円から 1 万円へ変更）、経済的な理由により支払いが困難な場合には、医療ソーシャルワーカー等経済的問題を解決する専門相談員を早期に介入させる等、未収金防止に努めております。</p>

協議事項	資料・項目	評価委員からの質問	回答
	<p>【小項目評価 P. 44】 資金計画</p>	<p>P 4 4の資金計画についてお尋ねいたします。 令和2年3月期の資金収支が▲417百万円であり、繰越金残高が829百万円となっております。新型コロナウイルス感染症による減収が見込まれる中、収支状況が改善しない場合には、数年で資金が枯渇することが想定されます。資金繰り対策として、どのような資金調達方法を考えておられるのでしょうか。</p>	<p>【西部医療機構】</p> <p>当院においても4月以降、新型コロナウイルス感染症の影響による減収があり、このコロナ禍に収束が見えない状況では、劇的に収支状況を改善させることは難しく、この5月の収支状況が続くと仮定すると、今年度中に資金不足となる見込みとたいへん厳しい状況となっております。</p> <p>そのような中、国は令和2年度第二次補正予算において「新型コロナウイルス感染症に係る公営企業の特別減収対策企業債」を発行できる制度を新設しました。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取り組みに伴う利用者の減少等により、公営企業において大幅な収入減が発生していることから設けられた資金手当措置であり、償還利子については、市が2分の1を一般会計から病院へ繰出すことで、その繰出し金の8割を特別交付税として措置される制度となっております。</p> <p>当院においてもこの企業債を第1の資金調達方法であると考え、現在、市に借り入れしていただけるよう、協議させていただいているところです。</p> <p>一方で、茨城県内の感染状況を勘案しながら、通常の診療による収益の増についての取り組みも進めており、感染予防対策をしながらの近隣医療機関への訪問、新たな当院の連携室便りの発行のほか、引き続き断らない救急を目指した搬送患者の受入れ、新たに導入したDPC制度に見合った毎日のベッドコントロールなど、患者の増に繋がる取り組みを実施しているところです。</p>

協議事項	資料・項目	評価委員からの質問	回答
<p>4 年度評価実施要領改正に係る意見聴取について</p>	<p>【資料9 茨城県西部医療機構年度評価実施要領 新旧対照表】</p>	<p>小項目ごとの業務実績の定量的な記述その他の業務の実施状況を具体的に理解できる工夫をしたうえで、 理解し難い文面である。</p> <p>小項目ごとの業務実績の定量的な記述を行い、その他の業務の実施状況についても具体的に記述し理解できるよう工夫したうえで、 この理解で宜しいか？</p>	<p>【筑西市】</p> <p>「小項目ごとの業務実績の定量的な記述その他の業務の実施状況を具体的に理解できる工夫をしたうえで、」の表現は、「業務の実施状況を具体的に理解できる工夫」の一例として、「業務実績の定量的な記述」を挙げているものとなります。</p> <p>この表現については、公用文の表記ルールに基づいたもので、「その他の」前に出てくる言葉は、後に出てくる一層意味内容の広い言葉の一部をなすものとして、その例示的な役割を果たすものとされております。</p> <p>しかしながら、ご指摘のとおり理解し難い文面となっており、本要領は保健福祉部の内規であることも踏まえ、「小項目ごとの業務実績の定量的な記述等業務の実施状況を具体的に理解できる工夫をしたうえで、」の表現に改めたいと考えます。</p> <p>なお、「中期目標期間見込評価実施要領（案）」及び「中期目標期間評価実施要領（案）」においても「その他の」を用いた表現をしておりますので、「年度評価実施要領」と同じく表現を改めたいと考えます。</p>